

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。9番武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君）おはようございます。9番武藤でございます。

生活保護についてでございますけれども、このことにつきましては前の議会でも一部触れましたけれども、また今回、ずらっと項目を並べておりますけれども、ほとんど確認の意味での質問でございますので割と早く進むと思っておりますけれども……。

ところで、今、「働けど働けど我が暮らし楽にならざり。じっと手を見る」というような歌が思い出されるような時節に入ってきております。二、三日前ですか、NHKの9時からの番組でやりましたけれども、働く貧困層ということで数例を出しながら働いても働いても生活保護基準以下のお金にしかならないと。何ともならないけれども頑張っている姿を放映しておりましたし、また、その第一段が1カ月前ですか2カ月前ですか、やはり50分ぐらいの番組で行われました。この醜い顔もちょっと放映され、全国版で出されてしまいまして、遠くは東京、仙台、岩手、町内外から、そのとおりでという激励の言葉などいただきましたけれども、今、個人情報保護法というものがあって、なぜ電話までわかってこうやって来るのかなというある面では迷惑的なこともございましたけれども、いずれにせよ大変な時代。町内を回ってみましてもそれに近い、あるいはそのとおりでという方も見受けられるわけでございます。そういう中での質問です。

生活保護は、働いているかいないかにかかわらず生活に困ったときに憲法25条に守られて、町民、また国民もですけれども生活保護法などに基づいて最低生活が保障される制度なわけですけれども、いわゆる生活保護は健康で文化的な最低生活に必要な基準にもなっているわけで、ただこの基準がさまざまな基準になっているように私は考えております。生活苦や貧困、病気は個人の責任だけではなく、いつも言いますけれども低賃金政策、それから貧しい健康、医療、福祉政策、また経済政策など社会的原因によるものが大きな原因ではないかなと私は思っております。

そういう中で、行政の\_\_\_\_\_国もですけれども、責任でこうした社会的原因から国民、町民を守るという目的でつくられているものと思っております。ただ生活保護基準の額ですけれども、地域による低賃金、このもとともなっているわけでございますけれども、そして、今、賃金ももちろんですけれども農業関係でも収入を抑えるという役割もしておりますし、この保護基準は税金の課税にももちろん影響しておりますし、また各種制度を利用するときもこれが基準となっていると。ですから、例えば就学援助適用基準の場合、美郷町やほかの自治体ももちろんですけれども、収入が、所得が保護基準の何倍ぐらいあるのかというところからも計算されているようにも思われるわけでございます。

ところが、今、長引く不況と医療を初め各種制度の改悪によって、我々の暮らしは大変だと先ほどか

ら言っておりますけれども、こうした時期にこそ生活保護というのは大事なわけで、今、失業やリストラ、それから商売がえ、いろいろな商売をやっているけれども次々とシャッターを閉めなければならないという人もたくさん出ておりますし、収入の減少が続いているわけで、こういうことがもうちょっとわからなければ、行政もですけれども一般人もですけれども、お互いにわかっていかなければ大変な時代、どん底になって、中にはサラ金等を利用し、またそれを払うために別のところから借りる多重債務者も出てくるし、そういう人たちが続々と出てきているような感じでございます。もちろん生活保護費は厚生大臣が決めた基準額で住んでいる地域や家族構成に応じて計算されると思いますけれども、そういう中で各世帯によって違うわけでございますけれども、それが保護基準以下の世帯であれば保護費として支給されるのではと私はもちろん考えております。

しかしながら、こうして回って歩いてみますと、昔、福祉関係に携わっていたある方は、働いていると生活保護は受けられないと言われたと。私は、そういうことは絶対はないと反論したいわけですが、働いて収入があっても生活保護基準以下であれば受けられるのではないかという観点で、その辺をまず第一点目として聞きたいと思っております。

それから、2番目ですけれども、今持っている資産は売るなどして処分しなければ生活保護は受けられないと思っている人もいますのでございますけれども、私はもちろんそのようなことはないと思っておりますけれども、生活に必要な電話や電気製品、自動車などを持っている場合には、生活保護を受けるに当たって保有できる条件などありましたら、これも確認です。例えば、冷蔵庫や電話、バイクなど生活を維持していくために必要であれば処分しなくてもよいのではないかなど。例えば、車はちょっと病院、その他子どもの送り迎え等、地理的条件が悪いということで何としても支障があるという状況が生まれてくると思っております。そういうことからかんがみまして保有できる条件はあるのかどうかということでございます。

また、一方で通勤、また事業関係もですけれども仮に保有が認められる場合、例えば自賠責保険とか任意保険とか自動車税とか、これは必要経費になるのかならないのか、その辺。

それから、ルームエアコンなんて書いておりますけれども、例えば、寝たきりの人たちとか障害者、体の状況や病状によって何としても使わなければならないという場合は何となっているものなのか、そのあたりでございます。

それから、これはずっと前のことになりますけれども、生活保護の申請に役場に行ったら生命保険を解約するなり貯金をおろすなりして生活費に充てなさいと。それがなくなったらもう一度訪ねてきてくれと言われた例もあったようでございますけれども、貯金や生命保険は地域の人の貯金額や生命保険の加入状況などから見てつり合いがとれていて、その中で貯金を使ったり、また保険を解約しない方が生活を維持するのに効果的な場合は処分する必要はないと私は考えますけれども、どうすることが自分の

生活維持に効果的で、自立助長に役立つかは一人ひとりそれぞれの世帯によって違うと思いますけれども、この辺の考え方をお知らせ願いたいと。

それから、同じようなことですがけれども、田畑や山林、また住宅ローンがあるときは処分等の条件は何となっているものかというところでございます。

居住用の家は保有を基本にしていることや処分価値よりは利用価値が高いと認められる土地や家は処分しなくてもよいと聞いておりますけれども、いわゆる土地や家は居住用であり、売るなど処分しないで住んでいる方が処分後の新しい家賃の額などから見て利用価値が高く、その地域とつり合いがとれているという条件を満たせば処分する必要はないと、聞いたか何かで見たんですけれども、私はそう思っております。田畑や山林の場合、地域の人々とつり合いがとれる程度の面積で、3年後とか5年後にはまた使うという見込みなど条件があればいいのではないかなと思うわけですがけれども、その辺と、また、住宅ローンのある家を持っている世帯は原則として保護の適用は行うべきではないと、昔、こうした世帯を一律に裁判で却下したという例もありましたけれども、たしか昭和63年ですがけれども、同じ年に出された実施要領の別冊、問題集ですがけれども、今、それが何となっているかわかりませんが、その当時は運用上の留意点としてローンの繰り延べやローンが短期間であれ少額の場合は適用しても差し支えないと、両方がありました。果して今は何となっているものか、その辺、また確認です。

それから、例えば、交通事故の補償金や保険金が支給されたとき、全額を収入とみなして保護費を減額したり保護を打ち切ろうとしては絶対にならないと私は考えます。これらの補償金のうち家族の自立助長に必要な事業開始の費用や医療費、家屋補修費、葬祭費、生活用品の購入費、事故による被害や生活基盤、いわゆる精神的なこともあるわけでございますけれども、そういうものを含めまして被害前の状況に戻す費用、災害に遭った場合、子どもの教育費に充てるための費用は収入とされないと思っておりますけれども、幾らまで、どの辺まで自立助長の分として認めていいものか悪いものか、その辺も確認したいと。

それから、餓死や孤独死をなくする対策で無収入や低所得、生活苦などから電気代、ガス代等を滞納して送電、給水をとめられている方が美郷町の中にも出ております。餓死や孤独死など心配されます。申請がなくても町の責任で生活保護を適用する職権保護はないものかどうなのか、その現状をお知らせ願います。

これは新聞ですがけれども、函館の湯川温泉のホテルマンをやった人が解雇になって仕事を探したと。でもなかなか見つからない中で役場に行ったら、四十何歳ですか、まだ若いから働きなさいと。ところがその人は糖尿病で足が壊疽になってやれないということで自殺したと。こういう例はたくさん全国で今、出ておりますけれども、そういうことが美郷町でも起きかねないと思われる件が一、二件、私の知る範囲にもありますけれども、やはりそれが心配されます。もし、こういうことが出て新聞ざたにな

るとあれだし……やはりある程度考えていかなければならないと思いますので、その辺も確認の意味でお知らせ願います。

それから、生活保護の葬祭費ですけれども、例えば、おじいちゃんとおばあちゃんと2人いて片方が亡くなったと。これ11月6日の新聞だったかな……、県内の福祉事務所に対して生活保護、役場も含めてだと思えますけれども、葬祭費の申請があった場合、香典の多い少ないにかかわらず無条件で支給するよう口頭連絡していたということが載っておりました。それを見ますと生活保護の葬祭費は祭壇、花、お布施などに充てられるもので、もちろん葬儀の際の飲み食い費用は含まれないわけでございますけれども、秋田市を除く県内の9市を含む合併市の場合は値段が書いてありました。17万4,000円が上限なそうですけれども、町村の場合は載っていなかったものでわかったらお知らせしたいと。

ところで、ことしの8月、由利本荘市の保護世帯が葬式終了後に葬祭費を申請した際に、香典の中で賄えという趣旨の話をされ支給されない事件が起きた例も出ております。やはり香典は地域社会の貸し借りのような性格を持っていて、常識はずれの高額でない場合は収入認定から除外するべきではないかと。実際、美郷町では何となっているか。とにかく全部確認の意味ですでお知らせ願います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

議員もご存じのとおり、生活保護世帯に関する具体的な要件や確認のための個人資産等の調査、また、それを踏まえた保護の決定や支給額の算定については、生活保護法に基づき保護の実施機関である都道府県知事、あるいは市長及び福祉事務所を所管する町村長が行うこととされております。美郷町は県の平鹿地域振興局南福祉事務所の所管となっておりますので、質問要旨をもとに南福祉事務所に問い合わせた結果をご報告し答弁とさせていただきます。

最初のご質問ですが、生活保護は受けられるとのことだそうです。ただし、就労収入の場合は収入金額に応じた控除を認定するそうですので、実際の認定額は収入額よりも少額となるとのことでした。

2番目のご質問ですが、電話は保有していても構いませんし、ほとんどすべての家庭に普及しているテレビや冷蔵庫、ストーブなどの電気製品についても保有していても構わないとのこと。自動車については、原則として認められないこととしているとのことですが、事業用として活用している場合や障害者の通勤用、山間僻地等居住者の通勤用、障害者の通院、通所及び通学用という要件に合致した場合は保有を認められる場合もあるとのこと。

3番目のご質問ですが、保有が認めれている場合の自賠責保険等については、必要経費の対象となるそうです。このほか通勤用自動車の場合であれば燃料代も必要経費の対象としているとのこと。

4番目のルームエアコンの所有についてですが、認めているとのこと。

5番目の貯金や生活保険の取り扱いについてですが、多額の預貯金や生活保険の解約返戻金などがあれば、まずそちらを生活費に回していただいた上で生活保護を受けてもらうことになるとのこと。ただし、預貯金については保護開始月の最低生活費の5割相当額を資産から除外しているとのこと。また、生命保険については危険対策を目的とする保険であって、解約返戻金が最低生活費の3カ月分以内であれば保有を認める場合もあるとのこと。

6番目の田畑や山林などの処分についてですが、家屋及び宅地については処分指導していないとのことですが、処分可能な田畑や山林については原則として処分指導しているとのこと。ただし、不動産の場合は簡単に売却できないので、将来にわたって売却があった場合には保護開始時にさかのぼって収入があったとみなして、開始時から支給した保護費相当分を返却してもらうことになることでした。

7番目の住宅ローンとの関係についてですが、住宅ローンの返済については原則として次の事由により認められないことになっているとのこと。

一つは、多額のローン返済は世帯の自立更生を阻害すること。また、保護受給中における資産形成につながる。さらに、住民感情上の問題があるとのこと。

したがって、申請者の生活困窮の原因がローン返済にある場合は、その原因除去のため処分指導することになるとのこと。ただし、ローン返済が数カ月とか支払い額が少額であるとか極めて短期間で自立する場合などにあっては、例外的に認める場合もあるとのこと。

8番目の交通事故などの賠償金などについてですが、交通事故の賠償金については、そのお金をどのような用途に充てたかによって、その限度額が異なるとのこと。例えば、住宅改修の用途に充てる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に相当する額になるとのこと。結婚に充てる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額ということになるとのこと。生命保険解約返戻金については、家屋補修、生業等の一時的経費であって、申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものに充てられた額が限度額になるとのこと。どちらも自立更生の用途に供される額と認められた分を超えた額については保護開始時にさかのぼって、交通事故賠償金の場合は事故発生時にさかのぼって保護費を返還してもらうことになるとのこと。

9番目の職権保護についてですが、生活保護法第4条において、まず資産形成を行うこと。民法上の扶養やほかの法律で定められている公的扶助を優先させることと規定されているものの、同条には、さらに前2項の規定は窮迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げるものではないとあり、生命が危惧されとか社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合には、窮迫保護として早急に保護開始する場合があるとのこと。事例としては、行き倒れの人が緊急入院した場

合や扶養義務者が突然いなくなった子どもなどが考えられますが、実際には年に1件あるかないかといった程度とのことです。ちなみに美郷町では、このようなケースは今のところございません。

最後に香典についてですが、香典は収入認定していないとのことです。よろしくご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君）武藤 威君、再質問を許可します。

○9番（武藤 威君）あと6分しかございませんので、3分で言いますので1分ぐらいで教えてください。

大体わかりました。勉強になりました。

ところでローンですけれども、例えば倒産した方が生活保護を受けるという中で、さっきも言いましたけれども、倒産する前からサラ金から借りてまた借りて多重債務になってしまったと。

生活保護を受けなければできないという中であれば、例えば司法書士とか弁護士とかをつけて、その一部でやりくりするというようなことも例外としてやっているところもあるけれども、その辺何とかありませんか。

それから、これは経済の新聞ですけれども、所得税と住民税の定率減税、景気回復を理由に全廃された。しかしながら、一緒に引き下げられた所得税の最高税率は変わらないので、きょうの陳情にも出されております「格差社会」が広がっていくという現象が起きて、今、内閣の支持率も下がりかけておりますけれども、ただ、一つの例ですけれども、夫の暴力で子どもともども離婚したと。何とか離婚は承諾してもらったと。町営住宅に入らせてもらっているけれども、しかしながら小さい子どもを抱えてフルタイムの仕事にありつけないということで、別れるときに持ち出した金も底をついてしまったというような方。また、おやじが亡くなって母一人で子どもを育てなければならないという人もいます。そういう世帯が今、この町でもふえているような……住民生活課の人は一番よくわかると思いますけれども。ただ、私から言うまでもなく、そういう方たちを援助していた母子加算制度ですけれども、あれで昔からそういう人たちは助けられてきたけれども、3年間でなくすという法律ができてなくなってしまう。そうなった場合に何かいい方法はないものかなという相談事も私に——私だけでないと思いますけれども来ておりますけれども、何かそれにかわるものがあったら教えてください。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君）ただいまの再質問にお答えする前に、先ほど9番目の質問事項に対する答弁で、私が「資産形成を行う」というふうに申しましたが、「資産活用を行う」でありますので訂正させていただきます。

その上で現在、再質問をいただいたことについてですが、冒頭で申しましたとおり生活保護については県の南福祉事務所が許認可権を持っておりまして、私ども軽々にこの場でケースに沿った答弁はでき

かねますが、一般論としてお答えできる範囲だけ福祉保健課長から答弁させます。

○議長（伊藤福章君）福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君）ただいま町長が申し述べましたとおり、断定的には申し上げられませんけれども、私のある程度経験した範囲で今の武藤議員のご質問にお答えしたいと思います。倒産もしくは多重債務、いろいろなところから借入れを起こして返済不能となっている方々の場合、通常の場合は債務を免除する仕掛け、いわゆる自己破産の手続をとられるようです。その上で自立更生に向けた生活保護申請なり、あるいは就労斡旋なりという形で生活を維持していくという方向で取り扱っているというケースがあるようです。それから、ただいまの母子加算の関係についてですけれども、これはちょっと国の制度でございまして、私からとやかくは申し上げられませんけれども、まず生活が保障できるような雇用環境なり労働条件なり、そういったものを母子世帯に対しても整えていくということが何よりも大事なんではないだろうかという気がいたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君）9番、よろしいですか。（「時間ですので」の声あり）

これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。